

編 集 委 員 会 規 則

(委員会の設置)

第1条 文化財建造物保存修理研究会(以下「研究会という。」)に、研究会が発行する研究会誌等の発行事業を円滑に遂行するため編集委員会をおく。

(委員会の構成)

第2条 本委員会は、編集委員長1名と編集委員若干名により構成する。

2 編集委員長及び編集委員は、原則として正会員の中から会長が委嘱する。

(任期)

第3条 編集委員長及び編集委員の任期は2年とし、委嘱の日から始まり、次期委嘱の前日までとする。ただし、再任を妨げない。

2 編集委員長及び編集委員が任期途中で交代した場合、後任者の任期は前任者の残りの任期とする。

(編集委員長の役割)

第4条 編集委員長は、編集委員会を主催し、会誌等の編集・発行を総括する。

(査読者)

第5条 編集委員長は、投稿論文毎に適切な査読者を編集委員会の議を経て委嘱する。

2 査読者は、原則として正会員の中から選定するが、特に必要があるときは、正会員以外の者に委嘱することができる。

(役員の出席)

第6条 役員は、編集委員会に出席し、意見を述べることができる。

(掲載の可否)

第7条 投稿論文等は、編集委員1名及び2名以上の査読者によって審査し、編集委員会においてその掲載の可否を決定する。

2 編集委員及び査読者は、この規則に定められたことのほか、会長の承認によって決定された編集委員会内規に従って運営する。

3 編集委員会内規は、会長の承認によって変更することができる。

(投稿規則等)

第8条 投稿規則並びに執筆要項、その他必要な規則は、編集委員会が別に定める。

附 則 (制定 H27.7.1)

1. この規則は、平成27年7月1日から施行する。